

【3割負担】短期入所療養介護利用料

基本サービス費内訳（その他料金等は右面参照）

■多床室

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要介護度1	2,951円	377円	100円	200円	2,000円	5,628円
要介護度2	3,195円					5,872円
要介護度3	3,396円					6,073円
要介護度4	3,579円					6,256円
要介護度5	3,765円					6,442円

*短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算77円、サービス提供体制強化加算（I）71円を含む

■個室

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要介護度1	2,692円	1,668円	100円	200円	2,000円	3,300円	9,960円
要介護度2	2,925円						10,193円
要介護度3	3,127円						10,395円
要介護度4	3,313円						10,581円
要介護度5	3,493円						10,761円

*短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算77円、サービス提供体制強化加算（I）71円を含む

●内訳

日用品費	ティッシュ、おしぼり、入浴用タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・石鹸、ボディローション、綿棒等
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等
食費	朝食…400円 昼食…700円 おやつ…100円 夕食…800円 流動食…460円

●その他加算項目

加算項目	内 容	自己負担金額
* 送迎加算	利用者に対して送迎を行う場合	片道:590円
* 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数×0.039(加算率)×10.68円(地域区分3級地) 上記合計金額の3割相当分	左記金額
* 介護職員等 特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数×0.021(加算率)×10.68円(地域区分3級地) 上記合計金額の3割相当分	左記金額
* 介護職員等 ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位数×0.008(加算率)×10.68円(地域区分3級地) 上記合計金額の3割相当分	左記金額
* 在宅復帰・在宅療養 支援機能加算Ⅱ	在宅強化型施設で在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合	日:148円
個別リハビリテーション 実施加算	理学・作業療法士が、個別リハビリテーションを行った場合	日:769円
療養食加算	病状等に応じて療養食が提供された場合	1食:26円
認知症ケア加算	認知専門棟において入所されている方が対象	日:244円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入 所療養介護を緊急に行った場合(7日限度)	日:289円
総合医学管理加算	治療管理を目的とした利用者に対して、投薬、検査、注射、処置等 を行い、利用者の主治医に診療状況を示す情報の提供を行った 場合	日:882円
重度療養管理加算	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める手厚い医療 が必要な状態である場合	日:385円
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じた サービスの提供を行った場合	日:385円
緊急時治療管理加算	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる方に対し、応急的な治療 として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合(3日/月限度)	日:1,660円

※利用料(2割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位=10.68円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。

●その他サービス

種 類	内 容	自己負担金額
理美容代	委託専門業者により施設内にて実施 カット 2, 100円、顔剃り 660円、シャンプー660円、ブロー660円 パーマ 4, 180円(カット別)、ベッドカット 2, 750円	左記金額
私物洗濯	委託専門業者による洗濯を希望した場合	日:242円
寝衣リース	委託専門業者による貸し出し 110円/日(スエットタイプ・つなぎ)、77円/日(ガウンタイプ)	左記金額
レンタルテレビ	委託専門業者による貸し出し 15日以内:2,095円 16日以上:4,191円	左記金額
証明書	入所証明書 / 領収証明書	1,100円

高額介護サービス費について

一月当たりの利用者様の自己負担額1割(又は2割)が高額になった場合、利用者負担上限額(下記)との差額が、市町村に申請することにより支給されます。

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

ご本人の住所地の市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付が必要です。